岩手県告示第255号

県立都市公園条例(昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。)第23条第2項の規定により、岩手県立花巻広域公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額(ゴルフ場を使用する場合において附属の設備を使用するときにあっては、同表の3の表に掲げる額に表2に 掲げる額を加算した額)
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

平成30年4月1日

表1 有料公園施設の利用料金

1 テニスコート

			利用料金				
	単 位	_	般	学生及	び生徒		
		土曜日及び休日	その他の日	土曜日及び休日	その他の日		
1 味用ナベブレ	普通使用(1回につき)	円	円	円	円		
に1面ごとに	音通使用(1回につき)	410	210	210	100		
(C I 囲 C C (C	回数使用(6回につき)		1, 050		500		

備考 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

2 運動広場

				利用	料金		
使用の区分	単	位	_	般	学生及	び生徒	
			土曜日及び休日	その他の日	土曜日及び休日	その他の日	
		普通使用(1	円	円	円	円	
貸切使用	1時間までご	回につき)	410	210	210	100	
貝別使用	とに	回数使用(6		1 050		500	
		回につき)		1, 050		500	

備考 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

3 ゴルフ場

			体用の区へ		利用	料金
			使用の区分		土曜日及び休日	その他の日
			60年以上65年土	9ホール以下の使用の場合	円	円
	圣尚 田		満の者以外の者	9小一ル以下の使用の場合	3, 600	2,600
5月1日	囲吊使用の場合(一般		10ホール以上の使用の場合	4, 600	3,600
から10月 31日まで	1回につ		60歳以上65歳未	9ホール以下の使用の場合	3, 100	2, 100
の期間	1回に ^つ き)		満の者	10ホール以上の使用の場合	4, 100	3, 100
10/297 11	C)	兴止		9ホール以下の使用の場合	1, 500	1, 000
		学生		10ホール以上の使用の場合	2, 100	1, 500

		高等学校	六十往	9ホール以下の使用の場合	0	0
		向寺子位	义生使	10ホール以上の使用の場合	0	0
		中学校生	生徒及び小学校児	9ホール以下の使用の場合	0	0
		童		10ホール以上の使用の場合	0	0
	性周 体用/	7.担人 (:	1回にへき)	9ホール以下の使用の場合	2, 600	1, 500
	特例使用0	/少 <u>物</u> 口"(1回につき)	10ホール以上の使用の場合	3, 600	2, 600
	日胡、港	ちは田の:	場合(1回につき		3, 100	2, 100
	平朔 * 得	育使用の	場可 (I凹につき	日没までに10ホール以上の使用が	2,600	1 500
	,			見込めない場合	2, 000	1, 500
			60歳以上65歳未	9ホール以下の使用の場合	3, 100	2, 100
		一般	満の者以外の者	10ホール以上の使用の場合	3, 600	2, 600
		州又	60歳以上65歳未	9ホール以下の使用の場合	2, 600	1, 500
	通常使用		満の者	10ホール以上の使用の場合	3, 100	2, 100
	の場合(学生		9ホール以下の使用の場合	1, 500	1,000
その他の	1回につ	子生		10ホール以上の使用の場合	2, 100	1, 500
期間	き)	高等学校	六十年	9ホール以下の使用の場合	0	0
		同守子心	X 生 ル	10ホール以上の使用の場合	0	0
		中学校生	生徒及び小学校児	9ホール以下の使用の場合	0	0
		童		10ホール以上の使用の場合	0	0
	焙 柳油田/	7世人 (1 回につき)	9ホール以下の使用の場合	2, 400	1, 500
		/万万口 (1 団に フさり	10ホール以上の使用の場合	2, 600	1, 500

- 備考1 「特例使用」とは、条例第14条第2号に該当する者(高等学校生徒、中学校生徒、小学校児童及び県立都市公園条例施行規則(昭和41年岩手県規則第51号)第5条第1項各号に掲げる者を除く。)による利用、地方税法(昭和25年法律第226号)第75条の3第2号に掲げる利用(高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童の利用を除く。)又は年齢65歳以上の者による利用をいう。
 - 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び 3日をいう。
 - 3 「早朝・薄暮使用」とは、通常使用(一般の場合に限る。)又は特例使用(10ホール以上の使用の場合に限る。) で、午前9時までに利用を終了するもの又は土曜日及び休日にあっては午後2時以降に、その他の日にあっては午 後1時以降に利用を開始するものをいう。

表 2 附属の設備の利用料金

	区 分	単 位	利用料金
		1個又は2個のゴルフバッグを積載して使用する場合	円
	4バッグ用(1台ごとに)	1 大は4 リールファックを慎載して関用する物口	800
電動カート	4/19/月(1日ことに)	3個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1, 200
		4個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,600
	2バッグ用 (1台ごとに)		800

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	日

		i	-
			1, 140
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	380
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		110
興行	1日までごとに		7, 600
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1 目までごとに		3, 800